

新旧対照表（抄）

○ 中央区特別区税条例（昭和三十九年十月中央区条例第五十号）

新	旧
（所得控除） 第十七条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （区民税の申告） 第二十三条 第九条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第四十八条の	（所得控除） 第十七条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （区民税の申告） 第二十三条 第九条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第四十八条の

新	旧
九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第十九条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第十条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2から8まで（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第二十四条の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条に	九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額 の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第十九条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第十条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2から8まで（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第二十四条の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条に

新	旧
おいて「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 一 当該給与支払者の氏名又は名称 二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名 三 扶養親族又は特定親族の氏名 四 前三号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2から6まで（略） （区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第二十四条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるも	おいて「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 一 当該給与支払者の氏名又は名称 二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名 三 扶養親族の氏名 四 前三号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2から6まで（略） （区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第二十四条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるも

新	のに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 一 当該公的年金等支払者の名称 二 特定配偶者の氏名 三 扶養親族又は特定親族の氏名 四 前三号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2から5まで (略) 付 則 (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 第七条 令和八年四月一日以後に第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡
旧	のに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 一 当該公的年金等支払者の名称 二 特定配偶者の氏名 三 扶養親族の氏名 四 前三号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2から5まで (略) 付 則 第七条 削除

新	旧
し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第四十七条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第四十七条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。 一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法 二 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する	

新	旧
方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 一 第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの 二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの 附 則 （施行期日） 第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に	

新	旧
定める日から施行する。 一 第十七条、第二十三条第一項ただし書、第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日 二 付則第七条の改正規定及び附則第三条の規定 令和八年四月一日 (区民税に関する経過措置) 第二条 この条例による改正後の中央区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十七条及び第二十三条第一項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、令和七年度分までの個人の区民税については、なお、従前の例による。 2 令和八年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。 3 新条例第二十四条の二第一項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出する新条例第二十四条の二第一項及び第三項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の中央区特別区税条	

新	旧
例（以下「旧条例」という。）第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第二十四条の二第一項及び第三項に規定する申告書については、なお、従前の例による。 4 新条例第二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項に規定する申告書については、なお、従前の例による。 （特別区たばこ税に関する経過措置） 第三条 次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第七条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお、従前の例による。 2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、中央区特別区税条例第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例付則第七条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。 一 中央区特別区税条例第四十九条第三項の規定により換算し	

新	旧
た紙巻たばこ（新条例付則第七条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数 二 新条例付則第七条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数 三 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	